

長野県人権政策審議会の委員を公募します

県の人権政策に関する県民の皆様の御意見を幅広く聞き、人権政策に反映させていくため、「長野県人権政策審議会」の委員を公募します。

1 募集人数 1名

2 応募期限 令和8年3月9日(月)午後5時 必着(郵送の場合は当日消印有効)

3 応募資格 次の条件を全て満たす方

(1)県内に居住する方で、令和8年4月1日現在で満18歳以上の方

(2)人権教育・啓発など人権問題について関心があり、県の人権政策の在り方について意見を述べることができる方

(3)年2回程度開催される会議に出席できる方(会議は原則平日の昼間に開催します。)

4 任期 2年(令和8年4月から令和10年3月までの予定)

5 応募方法

(1)申込書に必要事項を記入し、小論文(テーマ「私にとっての人権」/様式自由、800字程度)を添えて申し込んでください。

(2)応募は、郵送、持参及び電子メールで受け付けます。

(3)提出いただいた申込書と小論文は返却しません。

6 選考方法

(1)書類及び面接により選考します。なお、面接は書類で選ばれた方を対象に行います。

(2)選考結果は、3月下旬までにご本人へ通知します。

7 申込書の入手方法

申込書は、下記アドレスの長野県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/happyou/r8jinkenkoubo.html>

8 応募先・問合せ先

〒380-8570(住所記載不要) 長野県県民文化部人権・男女共同参画課

【電話】026-235-7106(直通) 【Eメール】n-jinken@pref.nagano.lg.jp

9 その他

(1)長野県人権政策審議会については、下記アドレスの長野県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/kensei/soshiki/shingikai/ichiran/jinken/index.html>

(2)会議は原則として公開で行われ、議事録は公表されます。

(3)委員には、長野県の規定に基づいて報酬及び旅費が支給されます。

(4)申込書等の個人情報は、選考の目的のみに使用します。

確かに暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0
~大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために~

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

担当 県民文化部人権・男女共同参画課
高橋、望月

電話 026-235-7106(直通)
026-232-0111(代表) 内線3743

FAX 026-235-7284

E-mail n-jinken@pref.nagano.lg.jp